

# 幼保連携型認定こども園浜岡幼保園 令和2年度 教育及び保育の内容に関する全体的な計画

<b>事業の目的</b>	全ての子どもに認定こども園法に基づいて、乳児及び幼児の教育及び保育事業を行うこと			0歳児	生理的欲求を満たし生活リズムをつかむ
<b>教育・保育理念 (事業運営方針)</b>	「ふれあう手と手 よりあう心」 人はみな一人では生きていけないものです。浜岡幼保園は、子ども達が一人の人格として尊重され現在(いま)を最も良く生きるために認定子ども園と保護者、地域社会全体が共に手を取り合い、安全で安心できる環境をつくり、子どもの最善の利益を考え、創意工夫を図った教育・保育を行います。		<b>子どもの教育及び 保育目標 (学年の重点事項)</b>  (保育目標・保育の内容ともに年間指導計画の基礎事項・年間指導計画・行事のねらいは別紙)	1歳児	行動範囲が広がり探索活動を盛んにする
<b>教育・保育方針</b>	・子どもの最善の利益を考え、乳幼児期にふさわしい生活をつくりあげる教育・保育。 ・子どもが健康、安全で過ごせる環境をつくり、子どもの心を受け止め、様々な活動や体験を通して、豊かな心、意欲、主体性が育つよう援助する。 ・子育て支援 ・小学校との連携			2歳児(満3歳児)	象徴機能や想像力を広げながら、集団活動に参加する。
<b>教育・保育目標</b>	明るく、元気で、豊かな子ども			3歳児	身近な仲間や自然等の環境と積極的にかかわり、意欲を持って活動する
				4歳児	信頼感を深め、仲間と共に感情豊かな表現をする
				5歳児	集団生活の中で自立的・意欲的に活動し、体験を積み重ねる
<b>●1号認定:基本保育時間→8:00～14:30 *一時預り7:00～8:00 14:30～20:00</b> <b>●2・3号認定:基本保育時間→7:00(8:00)～18:00(16:30) *延長保育時間→18:00～20:00</b>			<b>主な行事</b> (日常の節目としての行事設定)	<b>●入園・進級式 ●誕生会 ●子どもの日の集い ●健康診断 ●親子遠足 ●保育参観 ●保育参加 ●七夕の集い ●プール開き ●のどよさこい ●夏祭り ●お泊り保育 ●秋の遠足 ●運動会 ●作品展 ●敬老会 ●表現会 ●クリスマス会 ●餅つき会 ●相撲大会 ●節分の集い ●お屋さんごっこ ●給食試食会 ●ひな祭り誕生会 ●お別れ会 ●卒園式</b>	

<b>教育・保育要領上の教育及び保育の基本及び目標</b>	<b>発達過程とクラスの相関性</b>	<b>保育5領域との整合性</b>	<b>家庭との連携</b>	<b>小学校への接続・連携</b>	<b>地域の実態に対応した保育事業と行事への参加 (社会貢献)</b>
目標は生活を通して、生きる力を育成するように認定こども園法第9条に規定する教育及び保育の目標の達成に努める。	幼保連携型認定こども園を鑑み、教育・保育要領に基づいた年間指導計画を作成する。	教育・保育要領の第2章のねらい及び内容並びに配慮事項を鑑み、各領域が示す目的に沿って教育及び保育がなされるようにする。その際総則を前提とした配慮を行う。	園児の生活全体を豊かにするために家庭との連携を密に図る。健康調査票等による状況把握、入園のしおり・おたより・HP等による園の情報提供にて情報を共有する。	小学校教育への円滑な接続に向けて園児と児童の交流、こども園職員と教師の意見交換の機会を図る。	長時間保育体制により、乳児保育を含んだ3歳未満児の受入推進と延長保育・休日保育のニーズへの対応をする。また、施設の慰問・敬老会等の地域の行事に参加する。

## 特に配慮すべき事項

<b>健康支援</b>	<b>環境、衛生・安全管理</b>	<b>食育の推進</b>	<b>子育ての支援</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康及び発育発達状態の定期的、継続的な把握</li> <li>●年2回の嘱託医による健康診断(内科・歯科)</li> <li>●登園時及び保育中の状態観察、また異常が認められたときの適切な対応</li> <li>●年間保健指導計画(年齢別参照)</li> <li>●年1回職員健康診断及び毎月の検便(栄養士・調理員・調乳担当者)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設内外の設備、用具等の清掃及び消毒・安全管理・自主点検</li> <li>●子ども及び職員の清潔保持</li> <li>●感染予防への対応と保護者との情報共有</li> <li>●園庭遊具の年1回外部業者による点検及び園庭整備</li> <li>●毎月避難訓練(火災、地震、不審者、風水害、放射能漏れ対応)の実施</li> <li>●消防署査察 ●消火訓練の実施 ●安全教育年間計画(月別参照)</li> <li>●警察署の指導による交通安全教室の実施 ●被災時における対応と備蓄</li> <li>●年2回外部業者による消防設備点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●栄養バランスを考えたい園給食の提供</li> <li>●全園児へ炊きたて米飯の提供</li> <li>●行事食の提供</li> <li>●菜園づくりの実施</li> <li>●クッキングの実施(2・3・4・5歳児教育及び父母参観)</li> <li>●解体ショーの実施</li> <li>●食事のマナー指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●入園のしおりの配布</li> <li>●地域子育て支援的活動(育児相談等)</li> <li>●保護者との連携協力</li> <li>●実習生及び中高生保育体験の受入れ</li> <li>●給食試食会等を通じた食育への理解</li> <li>●危機管理体制の揭示</li> <li>●その他緊急を要する情報の通知</li> </ul>

<b>養護 (保育教諭が行う事項)</b>	年齢	0歳児	1歳児	2歳児(満3歳児)	3歳児	4歳児	5歳児	人権尊重・虐待確認保護・個人情報保護・苦情処理解決第三者委員設置 * 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 第1章 総則 第3-4(1)ア～エ、(2)ア～エ参照
	生命の保持	●生理的欲求の充実を図る	●生活リズムの形成を促す	●適度な運動と休息の充足	●健康的生活習慣の形成	●運動と休息のバランスと調和を図る	●健康・安全への意識の向上	
	情緒の安定	●応答的な触れ合い ●情緒的な絆の形成	●温かなやりとりによる心の安定	●自我の育ちへの受容と共感	●主体性の育成	●自己肯定感の確立と他者の受容	●心身の調和と安定により自信を持つ	

## ねらい及び内容(満3歳以上は、教育課程に係る1日4時間年39週を下らない学校教育+その他の教育及び保育)※教育課程は別紙参照

※2歳児は、満3歳の誕生日を迎えた後は教育課程に係る教育時間を含む <b>教育及び保育</b> (子どもが環境にかかわって経験する事項)	領域	保育(教育及び保育(*教育・保育要領 第1章 総則 第2-4参照))		教育及び保育(教育課程に係る教育時間含む)			幼保連携型認定こども園教育・保育要領(①心情②意欲③態度を意味する)
	健康	●身体機能の発達	●歩行の確立による行動範囲の拡大	●排泄の確立 ●運動・指先の機能の発達	●意欲的な活動 ●基本的生活習慣の確立	●健康への関心 ●体全体の協応運動	●健康増進とさらなる挑戦への意欲
	人間関係	●特定の大人との深いかわりによる愛着心の形成	●周囲の人への興味・関心の広がり	●自己主張の表出 ●友達とのかわり増大	●道徳性の芽生えと平行遊びの充実	●仲間との深いつながり	●社会性の確立と自立心の育成
	環境	●身近な環境への興味を持つ	●好奇心を高める	●自然事象への積極的なかわり	●身近な環境への積極的なかわり	●社会事象への関心の高まり	●社会、自然事象へのさらなる関心と生活への取り入れ
	言葉	●喃語の育みと応答による言葉の芽生え	●言葉の獲得・話し始め	●言葉のやりとりの楽しさ	●言葉の美しさ、楽しさへの気付き ●生活の中での必要な言葉の理解と使用	●伝える力・聞く力の獲得	●文字や数字の獲得による遊びの発展
	表現	●純粋な感情の表現	●いろいろな素材を楽しむ	●象徴機能の発達と、イメージの膨らみ	●自由な表現と豊かな感性の育ち	●豊かな感性による表現	●ダイナミックな表現 ●感動の共有

**教育及び保育の基本と目標(再掲)** 基本(1)活動体験を十分に積み重ねる (2)養護による自己発揮を考慮し、乳幼児期にふさわしい生活の展開 (3)遊びを通じた指導を中心として5領域のねらいを達成 (4)園児一人一人の発達の課題に即した指導→保育教諭の計画的な環境構成 目標:認定こども園法第9条の目標達成に努める

**特色ある教育と保育** ●保幼小中一貫教育継続 ●多元的知的能力を育む5歳児教育(体操、プール、サッカー、太鼓、お茶会、英語活動・他) ●絵本、音楽、身体を通じた表現活動 ●卒園記念行事

**研修計画** ●教育・保育要領対応の園外・園内研修 ●講師を招いての園内研修 ●園外研修への計画的な参加(県外研修、乳児保育研修、地域子育て支援研修等含む)

**自己評価** ●法人による適切な施設運営管理の評価 ●こども園の評価(全体の反省による計画・教育課程への反映) ●保育教諭等の評価(自己評価と子どもの評価の確立) ●自己チェックリストの実施と危機管理マニュアルの作成、習得 ●第三者評価の理解